

令和五年五月二十五日付け広島県報（定期）第四十号に登載の広島県規則第四十五号（宅
地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木建築局都市環境整備課長

ページ	行	正	誤
一三三	後から六行目	<p>1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証明書は、それぞれ同条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証明書とみなす。</p>	<p>この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。</p> <p>この規則の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証明書は、それぞれ同条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証明書とみなす。</p>
一三三	後から四行目		